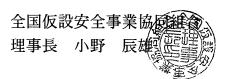
「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」座長 小林 謙二様



「第6回足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」に対する公開指摘・ 見解書の提出について

この度、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」は平成 23 年度 分の墜落・転落災害データを分析、検証、評価した第 6 回検討会をもって終了 したところでありますが、このことは、平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年 度分の墜落・転落災害の分析資料を基に、愈々、貴省において労働安全衛生規 則の見直しが進められるものと理解いたしております。本組合は、平成 21 年度 分及び 22 年度分の分析に係る当該検討会の報告書について、その都度公開指 摘・見解書を提出し参考に供したところでありますが、今回の平成 23 年度分の 分析についても意見を申し上げたく、公開指摘・見解書を提出する次第であり ます。

「第6回足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」 に対する公開指摘・見解書

一 組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害を防止するためには 「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」が不可欠

- ・ 足場の組立・解体時における最上層からの墜落・転落災害のうち、「安全帯の使用を全くしていなかったもの」の割合は約94%(平成22年度:92%、平成21年度:約93%)と極めて高く、また、「墜落防止措置を全く実施していなかったもの」の割合は78.0%(平成22年度:75%、平成21年度:約81%)と高い。
- ・ この数値は何を意味するか。安衛則第 564 条第1項第 4 号は足場の組立・解体時における墜落防止措置として安全帯を規定しているが、最上層で安全帯を使用する場合、最上層には安全帯を取り付ける部位がなく、使用できない。また、先行親綱を設置した 2 本の親綱支柱を予め一段下の足場から上に送って取り付け、緊張器で綱を緊張するという方法もあるが、こうまでして安全帯を使用させることは極めて不合理と言わざるを得ない。結果として、事実上安全帯の使用はできないのが実態である。上記の数値はまさしくこのことを如実に物語っている。また、『手すり先行工法等に関するガイドライン』は「手すりが先行して設置されていない作業床には労働者は乗ってはならない」とし、「手すりを先行して設置できない箇所においては、労働者に安全帯を使用させる」としているが、手すりを先行して設置できない箇所は殆どないことを踏まえると、「手すりが先行して設置されていない作業床」には労働者を乗せてはならないのである。この度の検証・評価検討会において、肝腎なこの点に全く焦点が当てられなかったのは一体どういうことであろうか。極めて残念である。
- ・ 上述したことを踏まえたとき、最上層に労働者を乗せて組立・解体を行う場合の墜落防止 措置としては、「手すり先行工法による二段手すりと幅木」を設置することが不可欠であり、 安衛則第564条を改正して、義務化すべきである。

二 通常作業時における墜落・転落災害を防止するためには「十分な知識・経験を有する第三者によるチェックリストに基づく足場の安全点検」と「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」が不可欠

・ P11 以降に掲載の「事案の概要」はいずれも安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置を実施していた事案であり、そのうち 6 件は「床材緊結不備等」の事案である。この 6 件については、いずれも的確な点検を実施しておれば墜落災害が防止できたものである。「的確な点検」とは、十分な知識・経験を有する者が第三者として専用のチェックリストに基づいて行う点検をいう。したがって、現行の安衛則第 567 条の規定では不十分であり、点検者の資格及び的確な点検の方法について規定するよう、安衛則第 567 条を

改正すべきである。

- ・「不安全行動」に分類されている事案の中には、「身を乗り出す」とか「バランスを崩す」といった、足場上の作業や行動として日常茶飯事に行われ、極くありふれたものまで含まれている。こうした足場上でのありふれた作業や行動の過程で、墜落・転落しそうになったとしても墜落・転落しないよう、適切な機材を装備しておくことが求められているのである。その意味で、現行の安衛則第563条第1項第3号に規定する措置は不十分であり、枠組足場にあっては「下さん」と「幅木」のどちらかではなく両方とも必要とし、プラス「上さん」を設置するよう、また、枠組足場以外にあっては「手すり」と「中さん」に「幅木」を加えて設置するよう、つまりは「二段手すりと幅木」を設置するよう、安衛則第563条第1項第3号を改正すべきである。
- ・ 「不安全行動等なし」の事案は 4 件あるが、いずれも枠組足場にあっては「下さん」の下から、くさび緊結式足場にあっては「中さん」の下から墜落したものであり、「幅木」さえ設置されておれば墜落しないで済んだ事案である。上記と同様に安衛則第 563 条第 1 項第 3 号を改正すべきである。

三「手すり先行工法」について

- ・ 「手すり先行工法」を採用した現場において、組立・解体時の墜落災害は全体の約 1.7%、通常作業時の墜落災害は全体の約 0.7%に過ぎないということは、「手すり先行工法」の墜落防止効果は極めて高いということを表している。しかし、以下に述べる理由により、この数値はいずれも 0%と考えるべきであり、墜落災害は「手すり先行工法」によって完璧に防止できることが証明された。
- ・ P20 は組立・解体時に「手すり先行工法」を使用していた事案は 2 例あるとしているが、いずれも「手すり先行工法」の正規な手順に従って組立てあるいは解体されたものではなく、この事案をもって「手すり先行工法を採用していたにも関わらず被災したもの」とするのは間違いである。
- ・ 通常作業時に「手すり先行工法」を使用していた事案は 2 例あるとしているが、第二例 は、妻側にも「手すり先行工法」がありながら使用していない不徹底な事案であり、「手すり先行工法を使用していた事案」として取り上げるべきものではない。また、第一例は、「手すり据置き方式」によって「先行手すり枠」が据え置かれた足場から「不安全行動」によって墜落した事案であるとしているが、実は「幅木」が設置されていなかったために墜落したものである。先行的に「手すり」を設置しただけでは墜落災害は防止できないことを物語っている。
- ・ そもそも「手すり先行工法」は墜落災害を防止するために考え出された工法であることを 考えると、先行的に「手すり」を設置しておればよしとするのではなく、必ず「幅木」を設 置すべきである。したがって、「手すり先行工法」と言った場合、それは、「手すり先行工 法による二段手すりと幅木の設置」を意味するものと考えるべきである。そうでないと、折

角、「手すり先行工法」を実施しながら、墜落災害を防止できないことになる。国土交通省が「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」を共通仕様書にしているのは、正にこのことの証左である。『手すり先行工法等に関するガイドライン』における「手すり先行工法」の定義は改めるべきである。

四 「まとめ」について

- ・ 422 件の事案について、「安衛則に基づく措置」の有無と「不安全行動等」の有無によって 4 つに分類し、「不安全行動等の防止」と「安衛則に基づく措置の徹底」で墜落災害は防げる可能性が高いとしている。しかし、「不安全行動等」の防止対策としての「点検」は現行の安衛則第567条では不十分であり「点検者の資格」や「的確な点検の方法」について規定すべきであり、また、現行の安衛則第563条や564条に基づく措置は墜落防止対策として不十分であることは上述したとおりである。また、「安衛則に基づく措置」が有り、かつ、「不安全行動等」が無い6件の事案について、どういう墜落防止対策があり得るのか全く記述がない。こうした事案に対しては「手すり先行工法による二段手すり幅木の設置」こそが不可欠の墜落防止措置となる。
- ・ 効果検証・評価検討会は、これまで、「十分な墜落防止効果があるかどうか」ではなく、「安衛則のみで相対的に墜落防止効果が高いかどうか」を評価基準としてきたため、結果として現行の安衛則でよしとしてきた。しかし、その後の墜落死亡災害の実態(平成21年を境として減少するどころか増加し、高止まりの傾向にある。)を踏まえると、このスタンスは間違いであったと言わざるを得ない。本年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画は、「計画の目標」に「誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。」を掲げた。
- ・ 今こそ、厚生労働省は、「墜落災害の撲滅」を目指し、「十分の原則」に立ち、「より安全な措置」を取り込んで、「足場の全層への手すり先行工法による二段手すり幅木の設置」と「十分な知識・経験を有する第三者による専用のチェックリストに基づく足場の安全点検」を制度化(義務化)すべきである。